

中央税務会計事務所ニュース

6月の税務

- 6月12日
 1. 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額(前年12月～当年5月分)の納付
- 6月15日
 2. 所得税の予定納税額の通知
- 6月30日
 3. 4月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
 4. 1月・4月・7月・10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
 5. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
 6. 10月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
 7. 消費税の年税額が400万円超の1月・7月・10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
 8. 消費税の年税額が4,800円超の3月・4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>
- 6月・8月・10月及び1月中(均等割のみを課する場合にあっては6月中)において市町村の条例で定める日
 9. 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)

《通信欄》

雨の日も増えてきて梅雨の季節が
いよいよ近づいてまいりました。

新型コロナウイルスが五類への移行がま
まじりましたが、それに伴ってリアルでの
交友が増えつつあります。特に五月は
各団体や企業の総会のシーズンで、
金融機関の方ともお会いしています。
懇親の場で時折話題になるのが
融資先の企業への経営者保証
の件です。今回は、このお話をし
たいと思います。

五月八日の日経新聞にて地方銀
行を中心に、原則経営者保証を求
めないことが記事としてあげられま
した。企業の融資の際に、経営者
個人も連帯保証することは以前より
多々ありますが、万が一の場合、経営
者が個人の財産を差し出して借入
を返済する制度なので、経営者の
心理的負担が非常に大きいです。
本来株式会社は有限責任ですが、
経営者保証があると実質的には無
限責任になってしまふこともあって事
業継続やスタートアップのためにも
恐れがありました。金融庁でも保証
に関して積極的に見直すようにと
促しているとのことですから、地方銀
行のみならず、この動きは広がり
くと見込まれますので、明記を求
ます。

経営者が積極的なサポートをす
る為に金融機関と連携していくこと
は大切です。私共も協力ながらサポート
してまいります。

令和5年度税制改正にみる

生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置

賃上げ表明で軽減率や期間が有利に

令和5年度税制改正では、設備投資を行う中小企業を税制面で支援するため、「中小企業経営強化税制」及び「中小企業投資促進税制」の2年間延長と合わせ、生産性の向上や賃上げの促進を図ることを目的に「設備投資に関する固定資産税の特例措置」が創設されました。これら支援策のうち、固定資産税の特例措置は、赤字企業でも発生する固定資産税を軽減する効果があるため、より多くの企業での活用が見込まれます。

そこで今号では、今年度税制改正で創設された「生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置」の概要についてふれてみました。

■改正の背景

地域経済の中核を担う中小企業の経営状況は、エネルギー等を中心としたコストプッシュ型の物価上昇などで収益環境の悪化が懸念されています。雇用全体の7割を創出する中小企業において賃上げの機運を醸成するためにも、生産性の向上や経営基盤の強化を促すことが重要です。

そこで、赤字企業を含めた中小企業の前向きな投資や賃上げを後押しするため、赤字黒字を問わず設備投資に伴う負担を軽減する固定資産税の特例措置が講じられました。

なお、この特例措置は現下の経済情勢を踏まえた対応であること、固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることから、2年間の時限的な措置となります。

生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例 創設

【概要】 中小企業の前向きな投資や賃上げを後押しするため、赤字黒字を問わず設備投資に伴う負担を軽減する固定資産税の特例措置

【適用期限】 令和5年4月1日～令和7年3月31日取得分まで

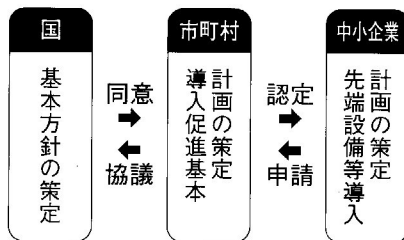
【対象】 市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業

【計画認定要件】 3～5年の計画期間における労働生産性が年平均3%以上向上する等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿ったものであること

【対象設備】 投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された機械装置、器具備品、建物附属設備等

【税制措置】

■全体のスキーム



1/2
3年間

課税標準を軽減
計画中に賃上げ表明に関する記載がない場合

1/3

一定期間の課税標準を軽減
計画中に賃上げ表明に関する記載がある場合

①令和6年3月末までに設備取得：5年間
②令和7年3月末までに設備取得：4年間

■従前の制度

設備投資に関する固定資産税の特例措置は、これまでの税制改正でも講じられています。先端設備等を導入した場合の償却資産に係る固定資産税の特例措置で、固定資産税の課税標準を3年間、ゼロ以上2分の1以下の範囲内で市町村の条例で定める割合に減免するというものです。平成30年度改正で「生産性革命」の一環として創設され、さらにその後の新型コロナウイルス緊急経済対策における税制上の措置として延長。令和5年3月31日の適用期限をもって廃止されました。

中小企業庁によると、昨年12月末時点で固定資産税をゼロとする措置を実現したのは1660自治体で、1万5782件を認定しています。税制改正大綱では、従前の制度の記述は見られませんが、措置の内容や適用時期などを考えれば、今年度改正で創設された特例は従前制度を「衣替え」したものとはいえるでしょう。

■改正の内容

令和5年度税制改正において創設された設備投資に関する固定資産税の特例措置の内容は以下の通りです。

【特例措置の対象者】

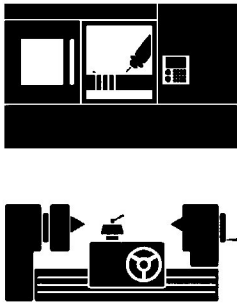
市町村から「先端設備等導入計画」の認定を受け、かつ、「資本金1億円以下」等の税制上の要件を満たす中小企業者等

【計画認定要件】

3～5年の計画期間における労働生産性が「年平均3%以上向上する」等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿ったものであること

【対象設備等】

投資利益率が年率5%以上となることが見込まれる投資計画に記載された次の設備（認定経営革新等支援機関が確認）で、生産・販売活動等の用に直接供されるもの



①機械及び装置

（最低価額要件…160万円以上）

②測定工具及び検査工具

（最低価額要件…30万円以上）

③器具備品

（最低価額要件…30万円以上）

④建物附属設備

（最低価額要件…60万円以上）

【特例措置】

固定資産税（通常、評価額の1.4%）の課税標準を次のように軽減
◆計画中に1.5%以上の賃上げ表明に関する記載なし
↓3年間、課税標準を2分の1に軽減

◆計画中に1.5%以上の賃上げ

表明に関する記載あり
↓以下の期間、課税標準を3分の1に軽減

①令和6年3月末までに設備取得

…5年間

②令和7年3月末までに設備取得

…4年間

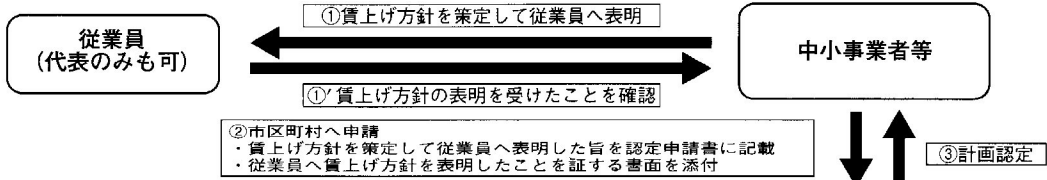
【適用期限】

2年間（令和7年3月31日までに取得したもの）

お分かりのように、今回の特例措置の特徴は、賃上げ表明の有無によつて減税の幅が変わるという点にあります。

固定資産税の額は通常、評価額の1.4%であるため1年間での減税効果は少ないかもしれませんが、賃上げ表明をした場合は最大5年間、固定資産税の3分の2が軽減されるため、高額な設備投資を計画している場合は減税効果も大きいといえるでしょう。

■賃上げ方針を表明し、1/3に軽減される措置を受けたい場合（スキーム図）



★雇用者給与等支給額の増加率が1.5%以上となる賃上げ方針の表明が必要

$$\text{雇用者給与等支給額}_{\text{※1}} \text{の増加率} = \frac{[\text{A}] - [\text{B}]}{[\text{B}]}$$

（※1）適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等（俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与）の支給額のこと。

【A】 計画認定の申請日の属する事業年度^{※2}又は当該申請日の属する事業年度の翌事業年度における雇用者給与等支給額

（※2）令和5年4月1日以後に開始する事業年度に限る。

【B】 当該申請日の属する事業年度の直前の事業年度における雇用者給与等支給額